

新市共募第451号  
令和4年3月8日

新潟市東区自治協議会  
会長様

社会福祉法人新潟県共同募金会  
新潟市共同募金委員会  
会長 野島 孝行

新潟市共同募金委員会助成審査委員の推薦について（依頼）

春寒の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、共同募金運動の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新潟市共同募金委員会は、たすけあいの精神を基調として新潟県内の地域福祉の推進を図るために共同募金事業を行う（福）新潟県共同募金会の下部組織であり、県共同募金会の諸計画に基づき、新潟市区域内の地域福祉推進のために住民の参加を得ながら共同募金運動を行っております。

また、平成22年度からは共同募金の配分について、地域住民や市民活動の視点で審査するための「助成審査委員会」を設置しており、地域団体の代表として市内各区の自治協議会様から輪番で委員に就任いただいております。

このたび、令和4年3月31日をもって当会助成委員会委員の任期が満了となりますので、下記により東区自治協議会様より次期委員をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、別紙推薦書を、推薦者が決まり次第、すみやかにご返送くださいますよう併せてお願ひいたします。

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 推薦依頼 | 東区自治協議会委員から1名                              |
| 2 委嘱期間 | 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで                      |
| 3 費用弁償 | （福）新潟県共同募金会の規程に準じ、旅行雑費550円と交通費相当額を支給いたします。 |
| 4 会議回数 | 年2回（6月、2月）を予定。                             |

お問い合わせ

（福）新潟県共同募金会

新潟市共同募金委員会事務局 担当：渡邊・大野・手島・大島

〈（福）新潟市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係内〉

T E L : 025-243-4370 F A X : 025-243-1217

新潟県共同募金会新潟市共同募金委員会助成審査委員推薦書

ふりがな 氏 名	
役 職 名	
ご自宅住所	〒
電 話 番 号	

上記のとおり推薦いたします。

令和 4 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

社会福祉法人新潟県共同募金会  
新潟市共同募金委員会  
会長 野島 孝行 様

## 新潟県共同募金会新潟市共同募金委員会助成審査委員会設置規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、新潟県共同募金会新潟市共同募金委員会助成審査委員会(以下、「助成審査委員会」という。)の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設 置)

第2条 助成審査委員会は、区域内における共同募金寄付金の公正な助成を資することを目的として新潟県共同募金会新潟市共同募金委員会会則第9条の規定に基づき設置する。

### (職 務)

第3条 助成審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 地域助成金の助成計画に関する事項
- (2) 地域助成金の助 成 額に関する事項
- (3) その他、助成審査委員会が必要と認めた事項

### (組 織)

第4条 助成審査委員会は委員9名をもって組織する。

### (委 員)

第5条 助成審査委員会の委員は、地域の民意を公正に代表する者を選出することとし、次の各号に掲げる中から、新潟県共同募金会新潟市共同募金委員会の同意を得て会長が委嘱する。

- (1) 共同募金寄付者の代表者
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 新潟県共同募金会新潟市共同募金委員会運営委員。ただし、新潟県共同募金会新潟市共同募金委員会運営委員は助成審査委員の総数の3分の1を超えてはならない。
- (5) 地域団体代表者
- (6) その他民意を公正に代表する者

### (委員長及び副委員長)

第6条 助成審査委員会に委員長を1名及び副委員長を1名置く。委員長及び副委員長は助成審査委員会の委員の互選により選出する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(任 期)

第7条 助成審査委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 助成審査委員会委員に欠員が生じたときは、遅滞なく補欠の委員を委嘱する。補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(審査会)

第8条 助成審査委員会は、会長が招集する。

- 2 助成審査委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 助成審査委員会は、過半数の委員が出席しなければ、審査会を開き、議決をすることができない。
- 4 助成審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、助成審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附 則)

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
2. この規程施行の際、現に従前の委員長、副委員長である者は、この規程により選任されたものとみなす。
3. 社会福祉法人新潟県共同募金会新潟市支会助成審査委員会設置規程は廃止する。